

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南大隅町は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南大隅町長

公表日

令和4年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約等の規定に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、統計処理等を行っている。また、納入通知書の出力等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①後期高齢者医療被保険者資格の管理 ②納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 ③後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 ④後期高齢者医療保険に関する証明書等の発行 ⑤後期高齢者医療広域連合への情報提供
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 59項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律」等が含まれる項 1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,83,87,93の項 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項 82の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第7号第43条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民保健課
②所属長の役職名	町民保健課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南大隅町情報公開・個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南大隅町情報公開・個人情報保護担当 893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問合せ先電話番号 0994-24-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59項	①番号法第9条第1項 別表第一 59項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	見直し
平成28年9月12日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,83,87,93の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 80,81,82の項	番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律」等が含まれる項 83の項 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項 82の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) なし	事後	見直し
平成28年9月12日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月12日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	I-5-② 所属長の役職名	町民保健課長 馬見塚 大助	町民保健課長	事後	記載事項変更
令和1年6月7日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年9月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新規項目	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月7日	IV-2 特定個人情報の入手	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-3 特定個人情報の使用	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新規項目	委託しない	事後	
令和1年6月7日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	新規項目	提供・移転しない	事後	
令和1年6月7日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	新規項目	十分である	事後	
令和1年6月7日	IV-8 監査	新規項目	[○]自己点検	事後	
令和1年6月7日	IV-9 従事者に対する教育・啓発	新規項目	十分である	事後	
令和2年4月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8項 別表第二	事後	令和3年法律第37号による法改正による変更
令和4年3月9日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律」等が含まれる項 83の項 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項 82の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) なし	番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律」等が含まれる項 1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,83,87,93の項 (別表第二の主務省令における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項 82の項 (別表第二の主務省令における情報照会の根拠) :第7号第43条の2の2	事後	
令和4年3月9日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	